

## 教育・保育提供区域の設定について

## 1 教育・保育提供区域の概要

## Q：教育・保育提供区域とは？

A：教育・保育提供区域（以下、「提供区域」という。）とは、「市町村内において、子ども子育て支援法（以下、「支援法」という。）にかかる教育・保育事業（※）を提供する上で基礎となる区域」のことです。

（参考）

支援法第 61 条第 2 項で、市町村は地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を「教育・保育提供区域」として設定しなければならない、とされています。

※ここでいう教育・保育事業は、特定教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）、地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）、地域子ども・子育て支援事業（13 事業）のことを指します。

## Q：提供区域を設定する意味は？

A：提供区域は、身近な地域で希望するサービスを利用しやすくする提供体制の確保のために、新たに市町村が定めるもので、市町村にとって地域ニーズに応じたサービスを計画的に提供する（最適な需給バランスを図る）ための基礎的な範囲になります。

運用にあたり、次の事項が定められています。

- ① 提供区域は、教育・保育事業に共通の区域設定が基本。
- ② ただし、施設状況や利用実態に応じて、「子どもの認定区分（※）ごとの設定」「地域子ども・子育て支援事業ごと（13 事業のうち、11 事業）の設定」も可能。
- ③ 提供区域は、教育・保育事業を認可する際の需給調整の判断基準となる。
- ④ 各提供区域の中で供給が不足する区域がある場合、その区域内に認可基準を満たす申請があれば、原則、認可しなければならない。（つまり、希望しても利用できない提供区域で教育・保育事業にかかる新規参入申請があれば、市町村は原則、認可する）
- ⑤ 施設や事業の利用については、提供区域内での利用が原則。ただし、区域外の施設・事業の利用も可能。

※支援法 19 条等では、保護者の申請を受けた市町村が、客観的基準に基づいて保育の必要性を認定（子どもの認定区分）した上で給付を支給する仕組みとなる。

1 号認定	2 号認定	3 号認定
3 歳以上・教育のみ	3 歳以上・保育あり	0～2 歳・保育あり
主に幼稚園	主に保育所、認定こども園	保育所、認定こども園、地域型保育

## 2 提供区域ごとに定める事項

支援法 61 条に基づき、計画では、教育・保育提供区域ごと、年度ごとに、次の 3 項目を定めるところとされており、計画には下図のように掲載します（予定）。

①	施設・事業ごとのニーズ量の見込み
②	実施しようとする施設・事業の提供量（提供体制の確保の内容）
③	同 実施時期

### （計画書の記載イメージ）

教育・保育提供区域ごとに下の表を作成する必要があります。仮に行政区を選択すると、12区域分の作成を要します。

以下の認定区分ごとに記載  
3～5歳・教育のみ（1号）  
3～5歳・保育あり（2号）  
0～2歳・保育あり（3号）

計画期間の5年間について、年度ごとに量の見込みと確保内容を示す必要があります。

量の見込み・確保内容・実施時期 イメージ			1年目			2年目			...	5年目			
			3-5歳 学校教育のみ	3-5歳 保育の必要性 あり	0-2歳 保育の必要性 あり	3-5歳 学校教育のみ	3-5歳 保育の必要性 あり	0-2歳 保育の必要性 あり		3-5歳 学校教育のみ	3-5歳 保育の必要性 あり	0-2歳 保育の必要性 あり	
A区域	①	量の見込み (保育利用定員総数)	300人	200人	200人	300人	200人	200人	...	300人	200人	200人	
	②	確保の内容 (認定こども園、幼稚園、保育園) 地域型保育事業	教育・保育施設	300人	200人	80人	300人	200人		150人	300人	200人	180人
			—	—	20人	—	—	30人		—	—	30人	
			②-①	0	0	▲100人	0	0		▲20人	0	0	10
B区域	①	量の見込み (保育利用定員総数)	200人	220人	180人	200人	220人	180人	...	200人	220人	180人	
	②	確保の内容 (認定こども園、幼稚園、保育園) 地域型保育事業	教育・保育施設	200人	220人	100人	200人	220人		130人	200人	220人	130人
			—	—	50人	—	—	50人		—	—	50人	
			②-①	0	0	▲30人	0	0		0	0	0	0

（子ども・子育て支援事業）

		地域子育て支援拠点事業	1年目	2年目	...	5年目
A区域	①	量の見込み	200人(2か所)	200人(2か所)	...	200人(2か所)
	②	確保の内容	200人(2か所)	200人(2か所)		200人(2か所)
	②-①		0	0		0

## 3 想定される提供区域パターン

国では、小学校区、中学校区、行政区などを提供区域の範囲として想定していますが、本市では提供区域を検討する際、次の 2 つの視点で検討する必要があります。

### （提供区域検討にあたっての視点）

#### ①保護者や子どもが利用しやすい範囲であるか

教育・保育施設が居宅より容易に移動することが可能な区域にあり、保護者や子どもが利用しやすい範囲であること。



できるだけ細かな区域  
設定が望ましい

#### ②提供体制が確保しやすい範囲であるか

教育・保育施設等の配置状況や今後の整備状況等を踏まえ、教育・保育の提供体制を確保しやすい範囲であること。



できるだけ広範囲な  
区域設定が望ましい

上記の視点に加えて、地域特性や施設状況などを考慮すると、本市では 2 パターンの提供区域が想定されます。2 パターンの区分と各区域の特性と評価を次に示します。

(提供区域パターン)

8 区域	3 区域
(小学校区)	(中学校区)
旭小学校	東陽中学校
条南小学校	
浜小学校	
穴師小学校	誠風中学校
戎小学校	
楠小学校	
上條小学校	小津中学校
条東小学校	

(各パターンの特性と評価)

提供区域	8 区域	3 区域
範囲	各小学校区	各中学校区
就学前児童の状況	待機児童が一部に偏る。 就学前児童と施設のバランスが悪くなる。	就学前児童数、待機児童数が一部に多くなる。
	×	×
施設配置状況 (保・幼・認定)	幼稚園は区域に1つあり需要に対応できる。 保育所及び認定こども園数が区域で偏りが でる。	幼稚園、保育所数に偏りがでるため、一方で 保育定員の増加、一方で定員割れがでる。
	△	○
子育て支援拠点	子育て支援拠点のある区域に偏りがでる。	各区域に子育て支援拠点がある。
	△	○
視点① (利用しやすい範囲)	児童が歩いて通える。 保護者が緊急時に対応しやすい場合が多い。	保護者が負担感なく送迎できる。 保護者が緊急時に対応しやすい場合が多い。
	◎	○
視点② (提供体制の確保)	比較的、提供体制が確保しにくい	比較的、提供体制が確保しやすい
	△	○

(参考:区域データ)

8 区域 (小学校区)	旭小学校	条南小学校	浜小学校	穴師小学校
中学校	東陽中学校			誠風中学校
就学前児童の状況 (H25. 4. 1)	0～2歳 251人 3～5歳 260人 計 511人	0～2歳 345人 3～5歳 314人 計 659人	0～2歳 156人 3～5歳 171人 計 327人	0～2歳 279人 3～5歳 280人 計 559人
施設配置	幼稚園 1か所 (公1民0) 保育所 0か所 (公0民0) 認定こども園 1か所 (公0民1)	幼稚園 1か所 (公1民0) 保育所 1か所 (公0民1) 認定こども園 1か所 (公0民1)	幼稚園 1か所 (公1民0) 保育所 1か所 (公1民0) 認定こども園 0か所 (公0民0)	幼稚園 1か所 (公1民0) 保育所 3か所 (公1民2) 認定こども園 0か所 (公0民0)
利用総数/施設総定員	280人/415人 (充足率 67.5%)	344人/540人 (充足率 63.7%)	143人/285人 (充足率 50.2%)	398人/510人 (充足率 78%)
支援センター	0か所	0か所	0か所	0か所
ファミサポ	1か所	0か所	0か所	0か所
一時預かり	0か所	0か所	0か所	2か所
病児・病後児保育	0か所	0か所	0か所	0か所
小児救急医療施設	0か所	0か所	0か所	0か所
認可外施設	0か所	0か所	0か所	2か所

8 区域	戒小学校	楠小学校	上條小学校	条東小学校
中学校	誠風中学校		小津中学校	
就学前児童の状況 (H25. 4. 1)	0～2 歳 272 人 3～5 歳 297 人 計 569 人	0～2 歳 252 人 3～5 歳 252 人 計 504 人	0～2 歳 226 人 3～5 歳 239 人 計 465 人	0～2 歳 220 人 3～5 歳 196 人 計 416 人
施設配置	幼稚園 1 か所 (公 1 民 0) 保育所 4 か所 (公 2 民 2) 認定こども園 0 か所 (公 0 民 0)	幼稚園 1 か所 (公 1 民 0) 保育所 1 か所 (公 1 民 0) 認定こども園 0 か所 (公 0 民 0)	幼稚園 1 か所 (公 1 民 0) 保育所 1 か所 (公 1 民 0) 認定こども園 0 か所 (公 0 民 0)	幼稚園 1 か所 (公 1 民 0) 保育所 1 か所 (公 1 民 0) 認定こども園 0 か所 (公 0 民 0)
利用総数／施設総定員	422 人／610 人 (充足率 69.2%)	149 人／225 人 (充足率 66.2%)	242 人／465 人 (充足率 52%)	164 人／310 人 (充足率 52.9%)
支援センター	0 か所	0 か所	1 か所	0 か所
ファミサポ	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所
一時預かり	1 か所	0 か所	0 か所	0 か所
病児・病後児保育	1 か所	0 か所	0 か所	0 か所
小児救急医療施設	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所
認可外施設	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所

(参考:区域データ)

3 区域 (中学校区)	東陽中学校	誠風中学校	小津中学校
小学校	旭、条南、浜	穴師、戎、楠	上條、条東
就学前児童の状況 (H25. 4. 1)	0～2 歳 752 人 3～5 歳 745 人 計 1,497 人	0～2 歳 803 人 3～5 歳 829 人 計 1,632 人	0～2 歳 446 人 3～5 歳 435 人 計 881 人
施設配置	幼稚園 3 か所 (公 3 民 0) 保育所 2 か所 (公 1 民 1) 認定こども園 2 か所 (公 0 民 2)	幼稚園 3 か所 (公 3 民 0) 保育所 8 か所 (公 4 民 4) 認定こども園 0 か所 (公 0 民 0)	幼稚園 2 か所 (公 2 民 0) 保育所 2 か所 (公 2 民 0) 認定こども園 0 か所 (公 0 民 0)
利用総数/施設総定員	767 人/1,240 人 (充足率 61.9%)	969 人/1,345 人 (充足率 72%)	406 人/775 人 (充足率 52.4%)
児童館	0 か所	0 か所	0 か所
支援センター	0 か所	0 か所	1 か所
ファミサポ	1 か所	0 か所	0 か所
一時預かり	0 か所	3 か所	0 か所
病児・病後児保育	0 か所	1 か所	0 か所
小児救急医療施設	0 か所	0 か所	0 か所
認可外施設	0 か所	2 か所	0 か所

(区域の割り方の長所・短所)

区域の割り方	長所	短所 (改善する点)
<p><b>区域数が少ない</b> (1つの区域面積が広い)</p>	<p><b>【柔軟性】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広域の利用を見込み、市民の通勤等の実態を踏まえた施設・事業の整備が可能となる。</li> <li>○ 区域外の利用者が少なくなるため、設定された区域内のニーズと利用実態が概ね一致する。</li> <li>○ 区域面積が広いため、施設を広域的な観点で配置でき、効率的な整備が図れる。</li> <li>○ 一時的な需要の増減に対して、広域で調整しやすい。</li> <li>○ 施設運営は、広範囲の児童を柔軟に受け入れられるため、安定しやすい。</li> </ul>	<p><b>【不便性】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>× 区域面積が広いため、自宅から施設までの距離が遠くなる等、利用者にとって利便性が十分とはいえないケースが発生する可能性がある。</li> <li>× 区域面積が広いため、区域内に複数の施設をバランスよく配置しないと「容易に移動することが可能」でない状況が生じてしまう。</li> <li>× 需要&gt;供給の場合は原則認可のため、本当に必要な地域に施設が整備されない可能性がある。</li> </ul>
<p><b>区域数が多い</b> (1つの区域面積が狭い)</p>	<p><b>【利便性】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 区域内において需給バランスを取る必要があるため、狭い区域内に必要な施設・事業が整備され、利用者にとって利便性が高まる。</li> <li>○ 区域面積が狭いことから、自宅から施設までの距離が短く、移動が容易。</li> <li>○ 需要&gt;供給の場合は原則認可のため、申請があれば、その区域に施設が整備される。</li> </ul>	<p><b>【硬直性】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>× 区域内において発生した一過性の需要の増減等に対して、区域内では柔軟に対応できない可能性がある。</li> <li>× 区域内において需給バランスが取れるように施設整備をしても、区域を超えた利用者も多くいるため、設定された区域内のニーズと利用実態が合わなくなる可能性がある。</li> <li>× 結果として必要以上に施設・事業を整備することになり、施設整備が非効率となりやすい。</li> <li>× 施設運営が区域の児童数に左右され、不安定になりやすい。</li> </ul>

#### 4 提供区域(市案)

今後の教育・保育事業を実施する上で最も懸念されることは、区域内において供給不足が生じた場合です。

その場合、支援法では基準等の条件を満たす申請が提出された場合には、原則として「欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合」以外は認可するとされているため、他の区域で供給過多である場合でも、その区域には新たに認可することになります。

特に保育所の場合、設置認可申請の対象事業者は、社会福祉法人、学校法人、株式会社、NPO法人等の多様な事業主体の参入が可能であることから、不測の設置認可により、既存施設との不調和、過当競争、施設の乱立などの可能性をできる限り小さくするように提供区域を設定する必要があります。

それぞれの区域特性、評価、長所短所、上記の観点も踏まえ、本市は次のように考えます。

##### (提供区域(市案))

##### ①基本となる提供区域は、「3区域」とする。(基本型)

ニーズ調査は小学校区とし、細かく需給状況を把握することに努めました。需給量の確保策を計画するにあたり、保育所など、区域を越えた施設利用が多くあり、居住する住所地を基に需要量を算定しても、実態の利用状況と合致しないことが考えられます。また、区域外利用を考慮した地区ごとの確保内容を示すうえで、区域設定を中学校区で設定し、需要に応じていく考えである。

##### ②子どもの認定区分ごとの設定

幼稚園の施設配置状況が均一でない場合など、1号認定のみ違う区域設定をすることも可能ではあるが、本市は8小学校区に8幼稚園があり、1号認定のみ違う区域設定をする必要はないと考える。

1号認定(3歳以上・教育)2号認定(3歳以上・保育あり)、3号認定(0~2歳・保育あり)は全て基本型とする。

③地域子ども・子育て支援事業(13事業のうち、11事業)の提供区域は、次表のとおり。

11事業	提供区域	考え方
利用者支援に関する事業 子ども又は子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等	基本型	本市では教育・保育施設の活動の一環であるため、基本型とする。
地域子育て支援拠点事業 公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等	市内全域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、市内全域とする。

11 事業	提供区域	考え方
妊婦に対して健康診査を実施する事業 妊婦が定期的に行う健診費用を助成する事業	市内全域	現状どおり、市内全域とする。
乳児家庭全戸訪問事業 こんにちは赤ちゃん事業	市内全域	現状どおり、市内全域とする。
養育支援訪問事業 養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援(相談支援、育児・家事援助等)	市内全域	現状どおり、市内全域とする。
子育て短期支援事業 ショートステイ・トワイライトステイ。保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などにおいて養育・保護を行う	市内全域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、市内全域とする。
子育て援助活動支援事業 ファミリー・サポート・センター。児童の預かり等を希望する依頼会員と、援助を行うことを希望する提供会員との相互援助活動に関する連絡・調整を実施	市内全域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、市内全域とする。
一時預かり事業 保育所その他の場所において、一時的に預かる事業	基本型	本市では教育・保育施設での利用となるため、基本型とする。
時間外保育事業 延長保育・休日保育	基本型	通常利用する施設等での利用が想定されるため、基本型とする。
病児・病後児保育事業 保育に欠ける乳幼児や児童で、病気や病気の回復期にある場合に病院・保育所等の付設の専用スペース等で一時的に保育する事業	市内全域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、市内全域とする。
放課後児童健全育成事業 放課後児童クラブ。共働き家庭など留守家庭の小学生に対して、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る事業	小学校区	現状どおり、各小学校で実施する。